

(様式1)

令和5年1月19日

文部科学大臣 殿

厚木市長 小林 常良

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

厚木市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和4年度～令和4年度（1年間）

(担当)

厚木市教育委員会教育施設課 林・三橋

住所 神奈川県厚木市中町3-17-17

電話 046-225-2601・2427

E-mail : 7900@city.atsugi.kanagawa.jp

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

・学校施設の安全性を高めるため、校舎の外壁及びその仕上げ材の剥落・落下防止並びに窓ガラスの破損・落下防止に関する改修工事を行う。(愛甲小学校、藤塚中学校)

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

・老朽化した屋外運動場について機能改善を図るため、グラウンド舗装等の改修を行う。(愛甲小学校)

・快適な教育環境の向上を図るため、照明器具を高効率型照明器具に改修を行う。(相川小学校、依知中学校)

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		23 校
中学校		13 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		園
幼保連携型認定こども園		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	17 箇所
	共同調理場	2 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	36 箇所
	学校武道場	1 箇所
	社会体育施設	8 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有	令和3年10月
国土強靱化地域計画 ^{※2}	有	令和3年3月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

評価結果等を当市のホームページ等で公表する。

